

第 1 章 計画の基本的な考え方

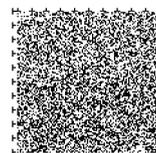
1 計画策定の目的

区では、平成 28 年 3 月に、「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定し、地域福祉の推進と福祉のまちづくりに総合的・一体的に取り組んできました。ともに支え合う地域社会の構築、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、多様な人の社会参加に対する理解の促進、福祉サービスを利用しやすい環境づくりの 4 分野の施策を推進してきました。

現在、急速な少子高齢化や高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の増加などの影響により、地域の関係性が希薄化するとともに、地域が抱える課題は多様化・複雑化しています。

このように社会状況が変化する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、「ともに支え合い、ずっと住みたいやさしいまち」を実現することが重要です。そのためには、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」で掲げている協働の取組を推進するほか、権利擁護が必要な方への支援体制を整備する必要があります。

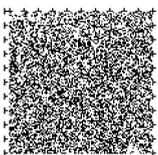
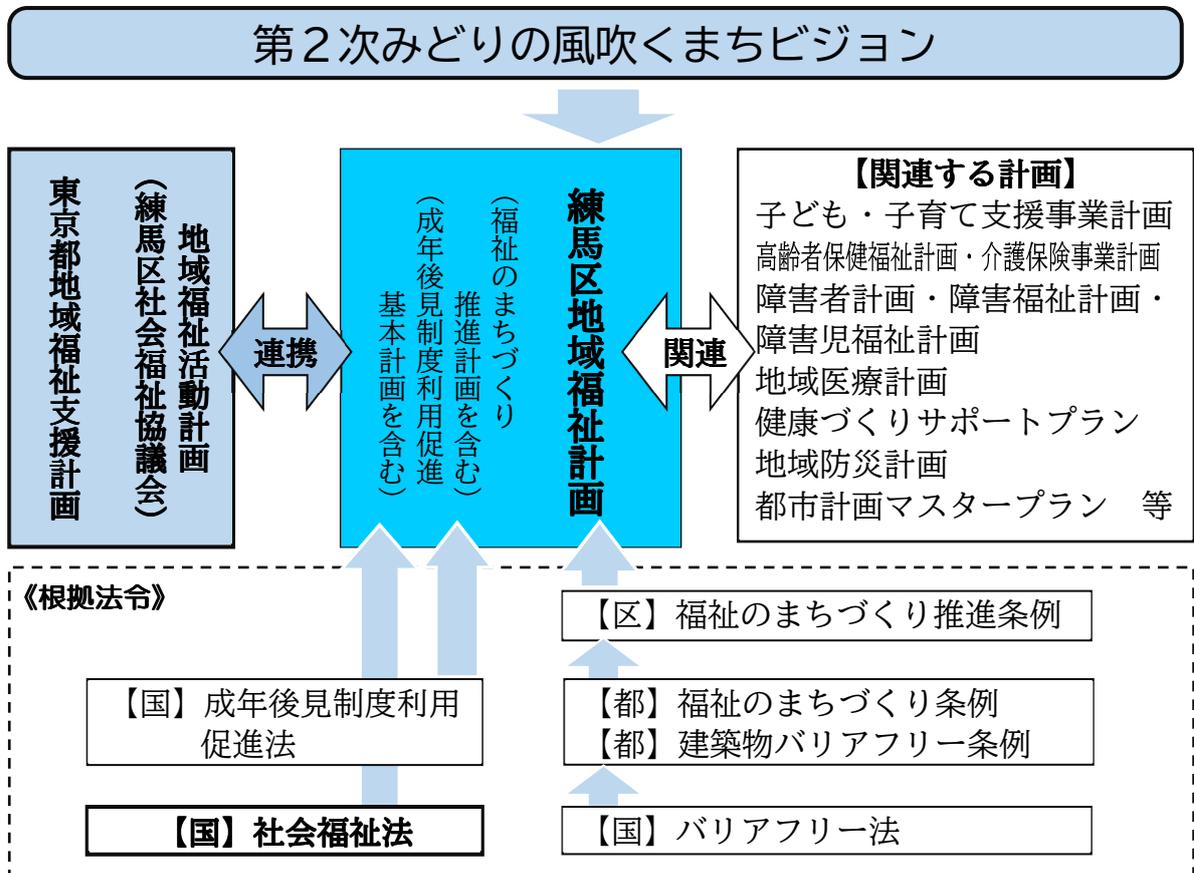
これまでの取組の評価や社会状況の変化を踏まえ、地域生活課題に対応する施策等を総合的に進めるため、福祉のまちづくりと成年後見制度の利用促進を、地域福祉として一体的に展開する「地域福祉計画」を策定します。



2 計画の位置づけ

- ① 「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画
- ② 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- ③ 練馬区福祉のまちづくり推進条例第7条に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」【該当施策3・4】
- ④ 成年後見制度利用促進法第23条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」【該当施策5】

図表 計画の位置づけ



3 3つの基本理念

共感

人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させます。

協働

区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。

安心

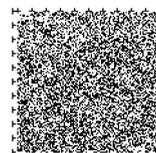
区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。

4 計画の目標 ～まちの将来像～

『ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち』

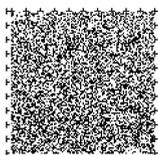
5 計画の期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）【5年間】

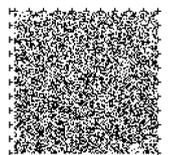


6 施策と取組項目

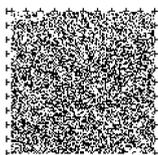
施策1 区民との協働と地域の支え合いを推進する		事業番号
取組項目1 地域の福祉力を支える 担い手を応援する	(1) 町会・自治会の活性化	1
	(2) 民生・児童委員の活動支援、制度の周知	2
	(3) 「つながるカレッジねりま」へのリニューアル	3
	(4) NPO法人（特定非営利活動法人）等の活動支援	4
取組項目2 区民との協働で気軽に 立ち寄れる場をつくる	(1) 練馬こどもカフェの充実【新規】	5
	(2) 街かどケアカフェの充実【新規】	6
	(3) 「相談情報ひろば」の充実	7
取組項目3 地域課題を自ら解決す る力を引き出す	(1) 地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり	8
	(2) 地域おこしプロジェクトの充実【新規】	9
その他の取組項目	○ ボランティア活動等への支援	10
	○ 非営利地域福祉活動団体への支援	11
	○ 福祉のまちづくりサポーター育成事業の推進	12
施策2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる		事業番号
取組項目1 包括的な支援を推進す る	(1) 福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置【新規】	13
	(2) 関係機関の連携強化【新規】	14
	(3) 福祉・保健相談窓口でのアウトリーチ支援の充実【新規】	15
	(4) ひきこもり・8050 問題への支援の充実【新規】	16
	(5) 生活困窮世帯の自立支援を推進	17
	(6) 住まい確保支援の実施【新規】	18
取組項目2 質の高い福祉サービス を提供する	(1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進【新規】	19
	(2) 福祉サービス事業者への指導検査体制の強化等	20
	(3) 保健福祉サービス苦情調整委員制度の周知	21
取組項目3 災害時の要支援者対策 を推進する	(1) 避難行動要支援者の安否確認体制の強化	22
	(2) 福祉避難所の拡充	23
その他の取組項目	○ 福祉サービス第三者評価の受審	24
	○ 災害ボランティアセンターの運営	25



施策3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める		事業番号
取組項目1 鉄道駅や周辺のバリアフリーを充実させる	(1) 駅のバリアフリー化の促進	26
	(2) 駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路の整備	27
取組項目2 公共施設のユニバーサルデザインを推進する	(1) より使いやすい区立施設・区立公園の整備	28
	(2) 誰もが利用しやすいスポーツ環境づくり	29
取組項目3 誰もが安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす	(1) 民間建築物のバリアフリー改修の促進	30
	(2) 設計や施工に活かすユニバーサルデザイン技術の蓄積	31
	(3) 福祉のまちづくり推進条例施設整備マニュアルの改訂【新規】	32
その他の取組項目	○ 建築物のバリアフリー化	33
	○ 道路のバリアフリー化・無電柱化の推進	34
	○ 放置自転車対策	35
施策4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する		事業番号
取組項目1 学び合いで、個性を伸ばし、感性を育む	(1) 多様な人との相互理解の促進	36
	(2) ユニバーサルデザイン体験教室の拡充	37
取組項目2 利用しやすい情報や案内で安心・快適な生活を支える	(1) 地図情報と連携したバリアフリー情報の発信	38
	(2) イベント等におけるICT（情報通信技術）の活用	39
	(3) 印刷物のユニバーサルデザインガイドラインの活用	40
取組項目3 やさしいまちづくりの取組を広げる	(1) ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実	41
	(2) 「まちを笑顔にするための第一歩」の推進	42
	(3) やさしいまちの情報発信	43
その他の取組項目	○ 外国人のための日本語学習の支援	44
	○ 外国人のための相談窓口の設置	45
	○ 様々な文化の相互理解を促進	46
	○ 障害のある方への情報保障の推進	47
	○ 多様な人の社会参加に対する理解の普及啓発	48
	○ ねりま区報の発行（音声版、点字版および電子ブックの発行）	49



施策5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する		事業番号
取組項目1 成年後見制度の利用を支援する	(1) 制度利用促進の中核となる機関の設置【新規】	50
	(2) 地域で連携して支えるネットワークの構築	51
	(3) 成年後見制度の周知・啓発	52
取組項目2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する	(1) 社協等による法人後見の実施【新規】	53
	(2) 市民後見人の養成と支援	54
	(3) 親族後見人等の支援	55
取組項目3 権利擁護に関連する支援事業を充実する	(1) 地域福祉権利擁護事業等の実施	56
	(2) 生前の安否確認と死後の費用補償【新規】	57
その他の取組項目	○ 成年後見制度に関する講演会・勉強会	58
	○ 成年後見制度に関する専門相談・法律相談	59
	○ 成年後見人等に対する報酬助成	60

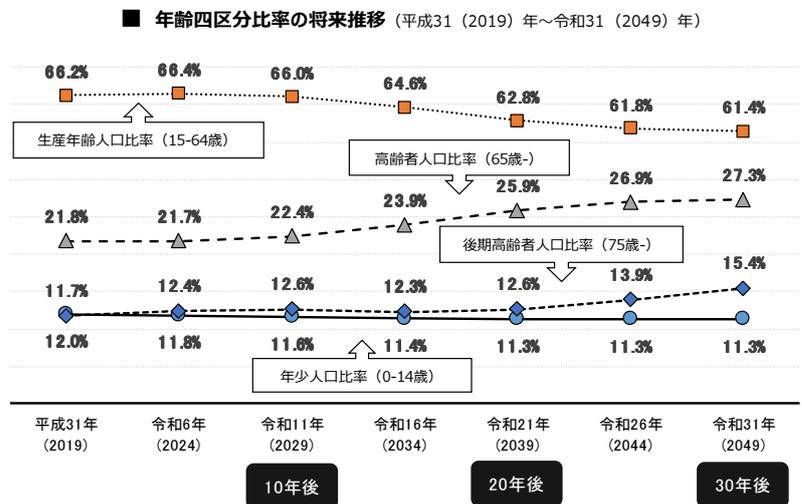


7 計画策定の主な背景

(1) 練馬区データ

① 総人口の年齢構成比の推移

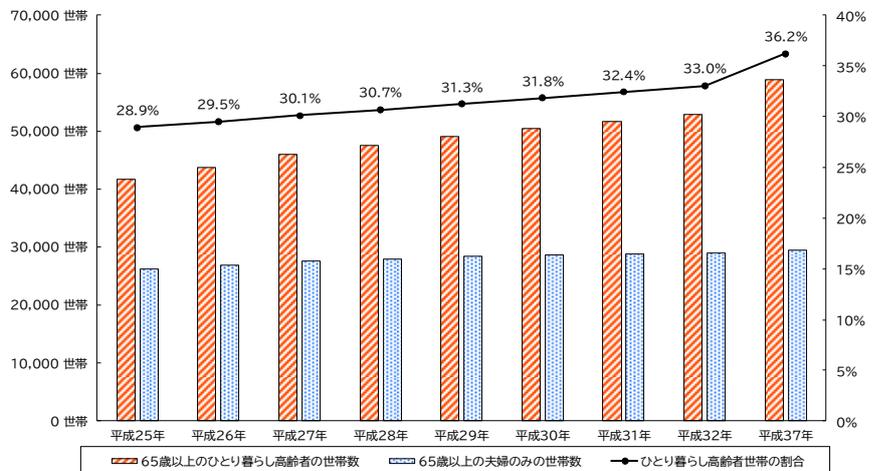
将来推計人口を、4つの年齢区分別構成比率で見ると、年少人口比率(○)、生産年齢人口比率(□)が低下し、高齢者人口比率(△)、後期高齢者人口比率(◇)の比率が上昇していることが分かります。



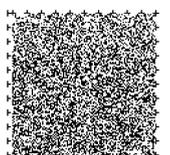
資料：第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン 年度別取組計画 (令和元年6月)

② 高齢者の世帯の推移

平成37年(2025年)には、高齢者の夫婦のみ世帯がほぼ横ばいであるのに対し、ひとり暮らし高齢者は約8千人増加します。高齢者に占める割合も31.8%から4.4ポイント増え36.2%となり、高齢者の3人に1人以上がひとり暮らし高齢者となる見込みです。



資料：第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成30～32年度)



(2) 区民意識

区民意識意向調査の概要

目的	区政の課題について区民の意識や意向を統計的にとらえ、今後の区政運営の基礎資料とする。
調査対象および配付数	練馬区在住の満 20 歳以上の男女個人 3,000 人
調査期間	平成 30 年 9 月 1 日～9 月 21 日
調査方法	調査票の郵送配付・郵送回収
回答数（回答率）	1,208 人（40.3%）
調査項目	1 区の施策および評価について 2 都市農業・農地について 3 地域福祉について 4 区民のみどりを守り育てる活動について

練馬区の地域福祉を推進するためのアンケートの概要

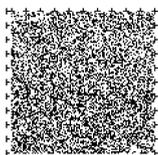
目的	新たな「練馬区地域福祉計画」の策定にあたり、練馬区で地域活動を実践している団体および個人の意見を把握し、計画の参考とする。
調査対象および配付数	地域福祉活動を行う団体の代表者等 476 団体 地域福祉活動を行う個人 792 人
調査期間	平成 30 年 11 月 8 日～11 月 30 日
調査方法	調査票の郵送および手渡しによる配付、郵送回収
回答数（回答率）	団体 312 団体（65.5%） 個人 399 人（50.4%）
調査項目	1 団体・個人（回答者）の属性 2 地域福祉に関する質問 3 福祉のまちづくりについて

※上記の調査・アンケートに加え、団体ヒアリングを実施

（対象）高齢者・障害者団体 6 団体

（内容）1 普段利用している建物や施設等で、使いにくい点や改善してほしい点等

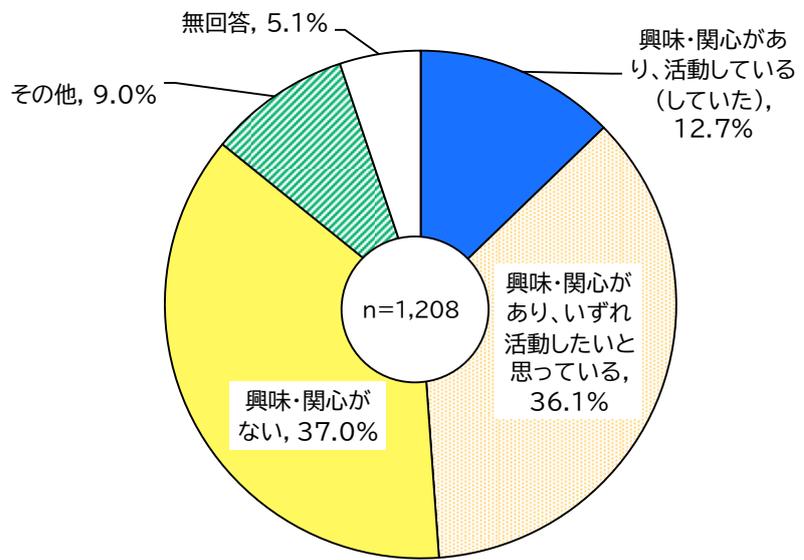
2 団体活動を行う上での課題



施策1：区民との協働と地域の支え合いを推進する

① 地域福祉活動への興味・関心に関する区民意識

「興味・関心があり、活動している(していた)」(12.7%)は1割を超え、「興味・関心があり、いずれ活動したいと思っている」(36.1%)が3割台半ばとなり、5割近くの方が地域福祉活動へ興味・関心を持っています。



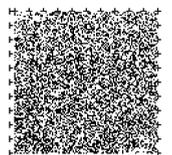
資料：区民意識意向調査（平成30年度）

② 地域福祉活動を行う上での課題に関する区民意識

各団体が地域福祉活動を行う上での課題は、「団体役員の高齢化と後継者不足」が67.6%と最も多く、次いで「活動を支える担い手の不足」63.8%、「運営資金の確保」18.9%、「定期的に活動できる場所の確保」11.5%と続きます。



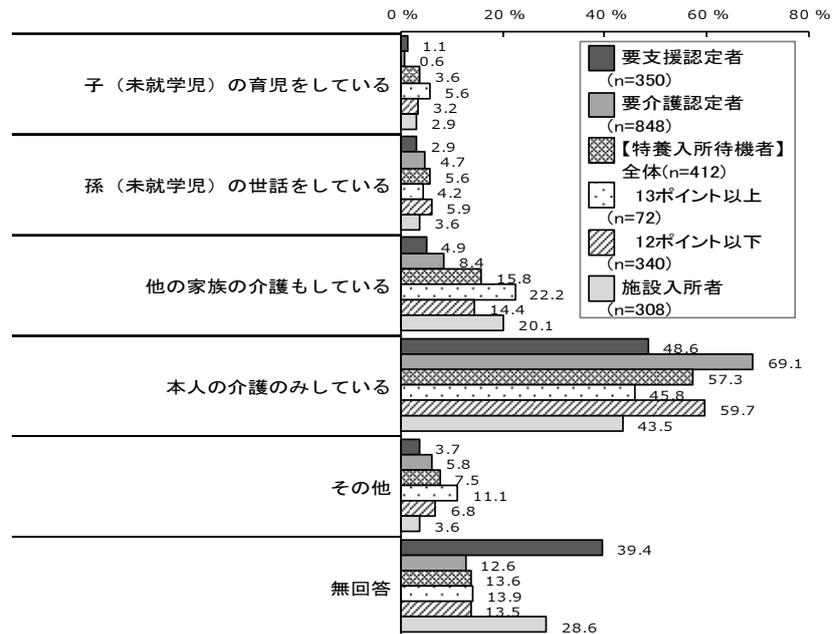
資料：練馬区の地域福祉を推進するための団体アンケート（平成31年2月）



施策2：福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

① 家族介護の状況：介護以外の負担状況

「他の家族の介護もしている」は、特養入所待機者全体で1割半ば、施設入所者で約2割となっています。



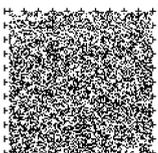
資料：令和元年度練馬区高齢者基礎調査を基に作成

② 障害者を介助・援助するにあたって困っていること

他にも介助の必要な家族・親族がいて困っている介助・援助者は、身体障害者で10.9%、知的障害者で13.3%、精神障害者で7.7%となっています。

区 分	身体障害者 (n=341)	知的障害者 (n=422)	精神障害者 (n=207)
介助・援助の方法がわからない	4.7	3.6	3.9
福祉サービス等の情報が不足している	11.7	18.0	12.1
福祉サービス等が十分に利用できない	11.7	19.9	9.2
余暇など自分の時間が持てない	15.5	23.5	7.2
ちょっとした外出ができない	10.3	16.6	3.9
仕事に出られない	9.4	11.1	7.7
長期的な外出ができない	23.2 (1位)	33.6 (1位)	14.5 (3位)
睡眠不足である	14.1	17.8	8.7
身体的な負担が大きい	19.4	20.1	7.2
年齢的に負担が大きい	22.9 (2位)	24.4 (3位)	14.0
孤独感がある	8.2	10.9	8.7
精神的な負担が大きい	19.9 (3位)	32.5 (2位)	20.3 (1位)
経済的な負担が大きい	16.1	18.5	17.0 (2位)
他にも介助の必要な家族・親族がいる	10.9	13.3	7.7
他の家族の援助が足りない	3.8	6.2	1.4
隣近所の人との関係づくりが難しい	5.3	12.6	7.7
何かの際に相談や介助を頼める人がいない	13.8	22.0	11.6
その他	3.2	3.8	3.9
特になし	17.6	15.6	16.4
無回答	28.4	11.1	39.1

資料：令和元年度練馬区障害者基礎調査を基に作成



施策3：ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める

① バリアフリーを優先的に進めていくべき取組に関する区民意識

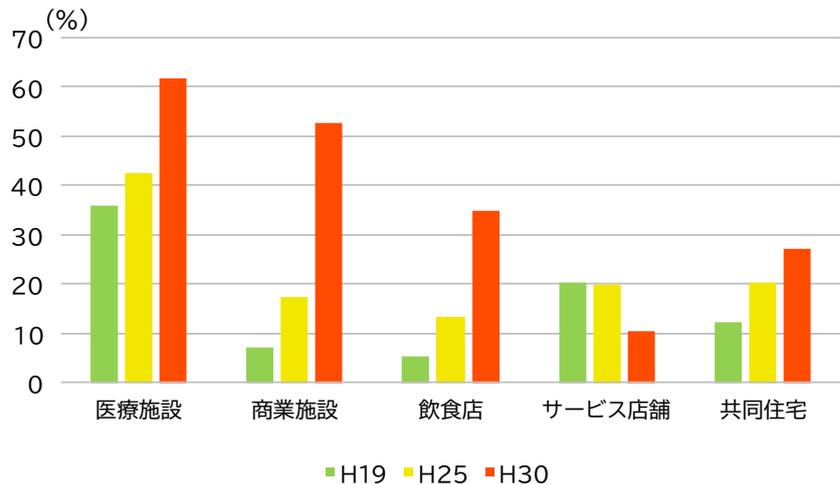
ユーザー（利用する人）の意見をバリアフリー整備に反映させる取組については、約半数が優先的に進めていくべきと回答しています。

団体調査	第1位	高齢者や障害者、子育て層などのユーザーの意見をバリアフリー整備に反映させる取組	46.8%
	第2位	駅から主要な公共施設までのアクセスルートを連続的に改善する取組	29.5%
	第3位	誰もが外出しやすい環境づくりに関する区の取組を、わかりやすくまとめて情報発信する取組	29.5%
個人調査	第1位	高齢者や障害者、子育て層などのユーザーの意見をバリアフリー整備に反映させる取組	50.4%
	第2位	若者や子どもたちが、障害の有無に関わらず、一緒にまちづくりについて考え、意見を発信する取組	34.6%
	第3位	誰もが外出しやすい環境づくりに関する区の取組を、わかりやすくまとめて情報発信する取組	27.8%

参考：練馬区の地域福祉を推進するためのアンケート（平成31年2月）

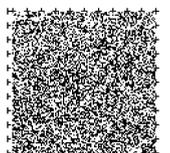
② 重点的にバリアフリー化に取り組むべき建物に関する区民意識

医療施設だけでなく、商業施設や飲食店のバリアフリー化への期待が高まっています。



※サービス店舗は、H19、H25は銀行・郵便局を例示、H30は理髪店・旅行代理店を例示

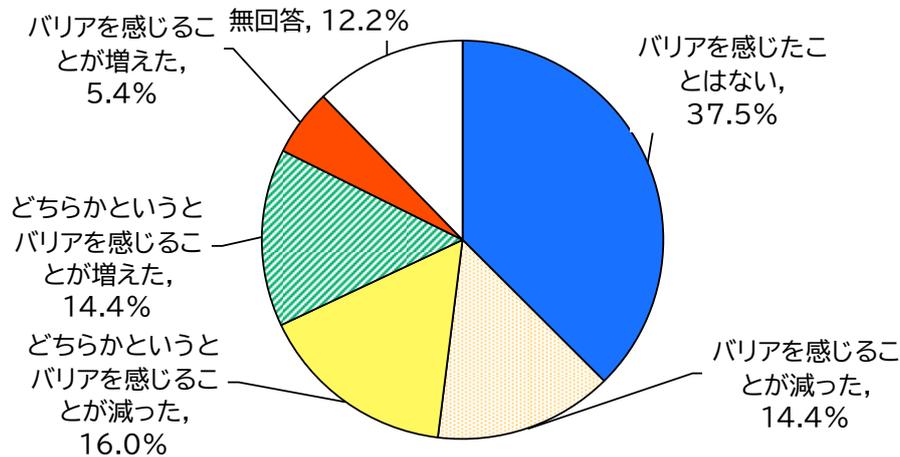
参考：区民意識意向調査（平成19、25、30年度）



施策4：多様な人の社会参加に対する理解を促進する

① 建物や駅などの環境面（バリア）に関する区民意識

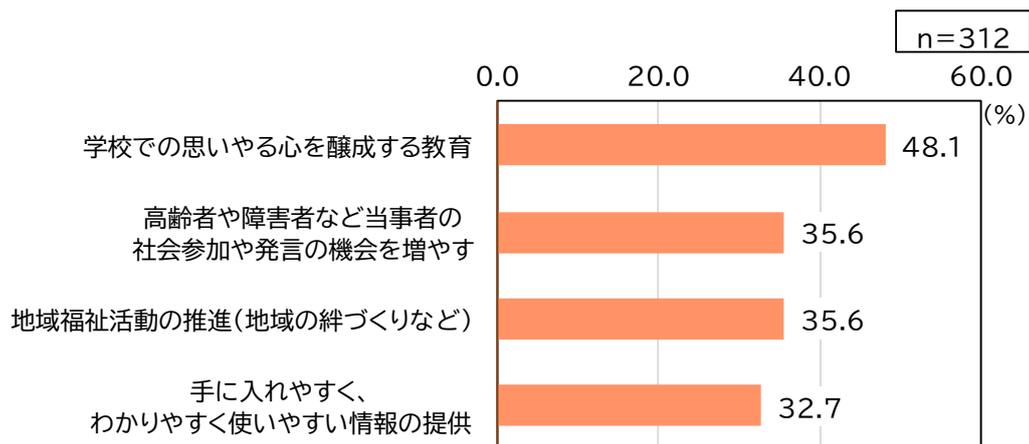
「バリアを感じたことがない」と「感じるものが減った」と「どちらかというが減った」を合わせた『バリアを感じない、あるいは減った』割合は67.9%です。この割合は、「感じるものが増えた」と「どちらかというが増えた」の合計19.8%を大きく上回ります。



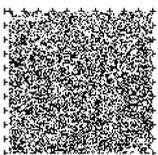
資料：練馬区の地域福祉を推進するための団体アンケート（平成31年2月）

② 福祉のまちづくりの取組に関する区民意識

ソフト面における福祉のまちづくりを進めていくためには、「学校での思いやる心を醸成する教育」、「わかりやすく使いやすい情報提供」、「当事者の社会参加や発言機会」、「地域の絆づくり」の必要性を上位に挙げています。



資料：練馬区の地域福祉を推進するための団体アンケート（平成31年2月）

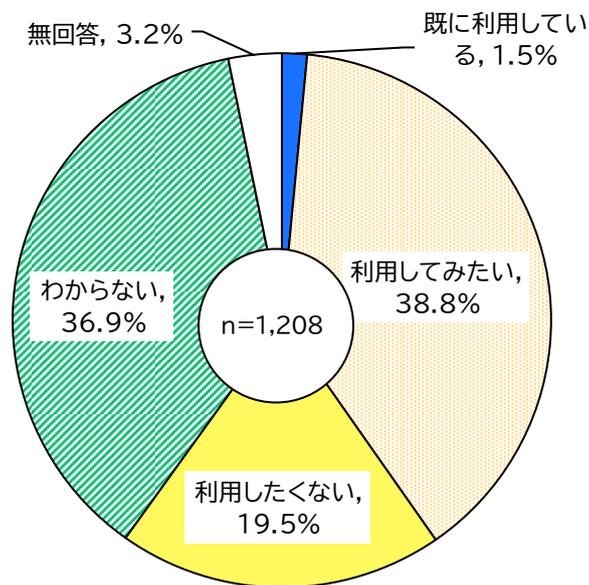


施策5：権利擁護が必要な方への支援体制を整備する

① 成年後見制度の利用意向に関する区民意識

「利用してみたい」(38.8%)が4割近くで最も多く、次いで「わからない」(36.9%)となっています。

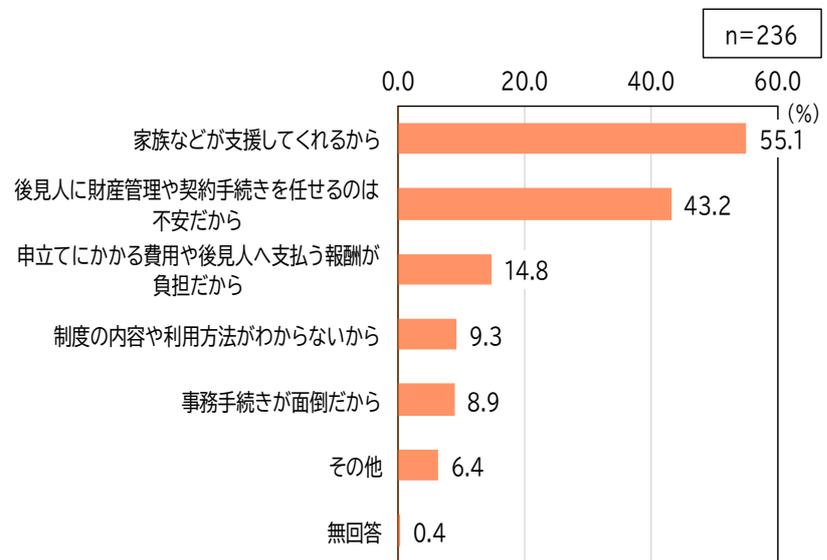
一方、「利用したくない」(19.5%)は約2割となっています。



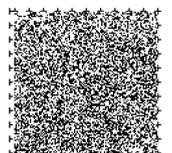
資料：区民意識意向調査（平成30年度）

② 成年後見制度を利用したくない理由に関する区民意識

「家族などが支援してくれるから」(55.1%)が5割台半ばで最も多く、次いで「後見人に財産管理や契約手続きを任せるのは不安だから」(43.2%)、「申立てにかかる費用や後見人へ支払う報酬が負担だから」(14.8%)の順となっています。



資料：区民意識意向調査（平成30年度）



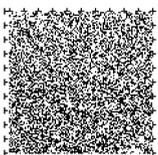
8 国の動向

(1) 改正社会福祉法（平成 30 年 4 月施行）

国は、地域福祉推進の新しい理念としての「地域共生社会」を実現するため、社会福祉法を改正しました。これは支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携等による解決が図られることを目指すものです。

この法律では、地域共生社会のことを「我が事・丸ごとの地域づくり」と呼び、区市町村には地域福祉計画の策定が努力義務化されました。このほか、包括的な支援体制づくりや児童・高齢者・障害者など、福祉の各分野で共通して取り組むべき内容について、計画に盛り込むことが規定されました。

地域共生社会	制度・分野毎の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
我が事	他人事になりがちな地域づくりを、地域住民が自分の事（我が事）として主体的に取り組む仕組みづくり 【地域】地域力の強化（地域課題を把握して解決する仕組みづくり） 【区市町村等】地域での取組を支援
丸ごと	子ども・高齢・障害といった対象者毎（縦割り）の公的福祉サービスを丸ごと受け止める体制づくり 【地域】地域課題を丸ごと受け止める場の仕組みづくり 【区市町村等】制度毎の相談支援機関等を総合的にコーディネートし、包括的・総合的な相談体制の構築



(2) 成年後見制度利用促進法（平成 28 年 5 月施行）

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理または日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない現状があります。この現状を踏まえて、国はノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた成年後見制度の理念の尊重を図ることを目指し、成年後見制度利用促進法を施行しました。

この法律に基づき、区市町村には利用促進基本計画策定や審議会の設置に努めることが規定されています。さらに、国の基本計画に基づき、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等の取組が求められています。

(3) 改正バリアフリー法（平成 30 年 11 月施行）

令和元年（2019年）のラグビーワールドカップ、令和2年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国全体でバリアフリー化を加速させるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を改正し、「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」を基本理念に掲げました。

この法律に基づき、区市町村にはバリアフリーのまちづくりに向けた一層の取組を、公共交通事業者等にはハード・ソフト一体的な取組の推進が定められています。

